

一般社団法人 加古川観光協会の設立について

1 設立目的

平成 17 年 12 月に任意団体として設立した加古川観光協会では、かつめしの PR や観光大使の委嘱、かこがわ検定の実施、広域観光など、市と連携しながら観光客誘致に向けた事業に取り組んできた。一方で設立から約 16 年が経過し、社会経済情勢や観光ニーズが変化する中、加古川観光協会が担う役割についても時代にあわせた変化が必要となってきた。

そこで、市と観光協会との役割をより明確にし、また、柔軟かつ迅速に動ける組織体制を構築するため「一般社団法人 加古川観光協会」（以下「観光協会」）を設立する。観光協会として果たすべき機能を強化し、専門性の向上や収益事業をはじめとした自由度の高い事業の機動的な実施により、さらなる観光振興に取り組む。

2 役割分担

観光情報の発信などのソフト事業を観光協会が担い、観光まちづくり戦略といった市の方針の策定や大型イベントなどの事業を市が担う役割とする。

- ・観光協会
 - ① 観光情報の発信 ～ SNS やホームページ等を活用した観光情報の発信
 - ② 加古川市の PR ～ かこがわ検定や加古川観光大使による市の魅力 PR
 - ③ 収益事業 ～ 旅行や体験型コンテンツの企画・販売、広告事業やグッズ販売など
 - ④ 観光商品開発 ～ 交流人口増加を目的とした観光商品開発や、ふるさと納税返礼品提供事業者の新規開拓、返礼品発掘などの事業者支援
- ・市
 - ① 観光行政の方針等 ～ 観光まちづくり戦略の策定及び進捗管理など
 - ② 大規模イベント ～ 加古川まつりなどの大規模イベント
 - ③ ふるさと納税推進事業 ～ 財務や契約等の行政が行わなければならない事務

3 人員及び組織体制

当面の間、市から職員を派遣し事務局を運営する。将来的には観光に長けた外部人材を招聘するなど、より専門的な組織体制への移行を目指す。

また、市の組織は規模の適正化を図るため、観光振興課を廃止し新たに産業振興課に「観光振興係」を設置する。

4 運営費

観光協会の運営費は、会員からの会費や商工会議所からの負担金のほか、市からの補助金や受託収入等により賄い、将来的には収益事業など自主財源を強化していく。

5 法人化のスケジュール（案）（令和 3～4 年度）

項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月
① 運営体制	任意団体	→					
	一般社団法人	→					
② 現理事等への法人化説明		↔					
③ 理事会の開催（2月下旬頃）			↔				
④ 設立総会の開催（3月下旬頃）				↔			
⑤ 会員への周知			↔				